

裁判所からのお知らせ 裁判所の手続き案内をご存じですか？

裁判所では、裁判所の手続きを利用しやすくするため、手続き案内を各裁判所の窓口で常時行っています。また、毎月1回、森町に出張しての手続き案内を行っています。

手続き案内では、金銭、売買、土地・建物などの民事上の問題や夫婦、親子、親族などの家事関係の問題について、裁判所の訴訟や調停などの手続きを利用するにはどうすればよいか、どのような書類が必要か、どこの裁判所に申し立てをすればよいかなどについて説明、案内します。

手続き案内を担当する職員は、予約受け付けにより函館の裁判所から出張しますので、利用を希望される方は、日程表の予約締め切り日までに、電話で予約をしてください。

なお、裁判所の手続き案内は、利用者が申し立て手続きを円滑に行えるように、手続きについての案内や、申し立てにあたって必要な費用や添付書類などについて説明します。しかし、「貸したお金を取り返すことができるか」「離婚した方がよいか」「養育費はいくらもらえるか」などといった法律相談や身上相談には応じることができませんのでご注意ください。

○実施日時

以下のとおり（毎月1回、午前10時～午後4時）

年 月	実施日	予約締切日
令和6年4月	19日（金）	12日（金）
5月	17日（金）	10日（金）
6月	21日（金）	14日（金）
7月	19日（金）	12日（金）
8月	16日（金）	9日（金）
9月	20日（金）	13日（金）
10月	18日（金）	11日（金）
11月	15日（金）	8日（金）
12月	20日（金）	13日（金）
令和7年1月	17日（金）	10日（金）
2月	21日（金）	14日（金）
3月	21日（金）	14日（金）

○実施場所

森町公民館1階 小会議室

○予約方法

予約締め切りまでに電話で申し込みください。

（土、日、祝日を除く午前8時30分～午後5時）

▼予約・お問い合わせは、函館地方、家庭裁判所
総務課（0138-38-2372）へ。

『語らい町長室』について

開かれた身近な町政づくりを進めるため『語らい町長室』を開催しています。

来庁していただく方法のほか、『語らいオンライン町長室』と『語らい出前町長室』も利用できます。開放予定日に限らず、公務などが入っていない日は可能な限り対応しますので、希望される方は事前にお問い合わせください。

■令和6年3月の開放予定日 3月13日（水） 午前9時から午後7時まで

▼お問い合わせは、役場総務・防災課総務係（7-2111）へ。